

第3回水道事業審議会会議録（要旨）

期 日 平成23年7月8日（水）午後1時30～3時50分

場 所 市役所榛原庁舎5階庁議室

出席者 審議委員12名（欠席：加藤委員）

市：副市長 建設部長 水道課（課長・西下・不知・渥美・政野）

コンサル：大場上下水道設計(株)3名

□開 会

□会長挨拶

連日、震災からの復興と合わせて原発をどうするかという問題が、いろいろな形で報道されており落ち着かない中であるが、審議会としては、本日から料金改定のシュミレーションの本格的な審議に入る。委員の皆様には、円滑な議事進行についてご協力をいただきたい。

□市長挨拶

皆様には真剣に議論していただいている様子を議事録で拝見している。

今日からは、いよいよ本題である料金改定の核心部分に入っていくということでもよろしくお願ひしたい。会長の挨拶にあったように、原発の稼働をめぐっては大変な議論がある。浜岡原発でも、気がついたら雇用の場も経済も税収もなくなってたということになりかねない。自治体がどういう判断をするかというのが今後のポイントである。

水道は災害に強いことが重要であるが、牧之原市は耐震化率が10.6%、県の平均が25.7%であるので非常に下回っている。ただ、水道の配管をやりかえるのは莫大な費用がかかるため、現在は、老朽管の布設替えを計画的に行って少しでも耐震化率を高めている状況である。

将来的な安定給水のためには、資産維持の財源確保も必要で、水道事業の経営の健全化を図ることが前提である。委員の皆様には市の水道事業がきちっと継続できるようにそれぞれの立場でご意見をお願いしたい。

□議 事

1. 料金体系の概要について

説明内容

○市の水道料金は、基本料金と従量料金（逦増制）の二部料金制である。

- 基本料金は、常に給水可能とするための準備的経費である。
- 従量料金は、使用水量に応じて負担していただく料金である。
- 従量料金は、逦増制（消費抑制型）と逦減制（需要促進型）のいずれかが採用されるが、水道事業では逦増制の事業体が多い。
- 平成 22 年度の給水実績は、一般家庭用の 13、20 ミリが全体給水件数の約 97%、料金収入の約 70%を占めるため、この部分の見直し（値上げ）をしない限り増収にならない。
- 料金収入が大幅に落ち込んだ要因は、合併時における一般家庭用（13・20 ミリ）の料金調整と市の施策による工業用水の導入、さらにリーマンショック以降の製造業を中心とした水需要の減少と市民の節水意識の高まり、節水機器の普及等の要因で約 1 億円の減収となっている。

質 疑

委 員：工業用水導入による水道料金への影響額は、マイナス 3300 万円とあるが、毎年減っているという意味か？本来なら、この額が収入となっているものなのか？

事務局：影響額の試算では、対象企業 2 社のピーク時の収入と導入後の収入の差額が合計で 3300 万円であり、この額が毎年の減収分といえる。

2. 料金算定要領案について

説明内容

- 料金算定は、能率的な経営な下での適正な営業費用に、安定給水のための施設維持などの資本費用を加えて算定する総括原価による。
- 要領案は、多くの水道事業体で参考としている日本水道協会の算定要領がベースとしている。
- 料金算定期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とする。
- 料金体系は、現行どおり基本料金と従量料金の二部料金制とする。

質 疑

委 員：算定期間を 5 年とする理由を明確にすべきではないか？

事務局：日本水道協会の算定要領では、概ね 3～5 年としているが、算定期間が長くなるほど改定幅も大きくなるし、社会情勢等の変化に対応するためには、5 年が適正と考えている。

委員：従量料金を逓増制とする理由は何か？

事務局：逓増制は現行どおりの料金体系である。仮に逓減制の場合は需要促進型となるが、現在の社会情勢の中では水需要は見込めないし、給水収益の増収を図るうえで逓増制が妥当と考えている。

意見調整

料金算定要領案について

会長：算定要領案の内容・構成等についてご意見は？

意見がなければ、市役所組織の法令審査会の審査を経て執行していくことになるが、ご承認いただけるか？ 異議なしの声あり

会長：それでは、審議会としてはこの内容で異論なしとさせていただきます。

3. 料金改定シュミレーションについて

説明内容

- 総括原価の考え方では、資産維持費をどの程度確保するのが、料金改定のポイントとなる。
- 資産維持費は、年間で算定期間中の期首と期末の償却資産平均残高の3%を確保するのが標準であるが、金額的に約2億円近い額となり改定率が大きくなりすぎる。このため、5年間で3%・2%・1%を確保する場合の試算をしてみた。
- A～Cの3案では、A案は改定率が10.64%で、B案は改定率10.06%、C案は改定率12.01%で、3案の中でC案が最大の改定率となる。
- 5年間の算定期間中に、収支的に資産維持費を確保できる案は、C案のみであるが、率では1%程度の資産維持費しか確保できない。
- 安定的な給水を維持するためには、資産維持費の確保は必要不可欠である。この率を審議会においてどのように考えていくかが重要な部分となる。
- 今回、料金案の基本的な方針が固まれば、次回は、さらにコスト縮減の方策や給水人口の推移を考慮した改定案により、詰めの審議をいただきたいと考えている。

質疑

委員：繰延勘定とは？H27、28に大幅に利息が上がる理由は何故か？

事務局：繰延勘定は、建設事業の実施に際して行う設計や調査費の委託料で、単年度で計上すると毎年の変動が大きくなるため、基本的に5年間で平均化しているもの。利息のアップは、配水池の建設事業に伴う利息

が生じることで計上している。

委員：減価償却費が上がる理由は？

事務局：建設事業の内容により、上昇するもので第2回目に提示した事業量が基で算定したもの。

改定案についての各委員からの意見

委員：10%の値上げでは、主婦として家計に影響がでる。水道事業としてみれば、C案がベターなのかもしれないが、企業努力によりなるべく10%以下に抑えることができれば有難い。

委員：企業は、相当厳しい状況で経済とコスト競争をしている。水が1割あがるというのは到底考えられないのが正直なところ。今後の設備投資など、本当に必要かどうか細かな計算をして、どうしても止むをえないのであれば審議をすべきと思うが、10%は考えにくい。

委員：企業として同様の意見である。企業努力で10%の費用を抑えるというのは大変難しい。電気料金などが上がることで、ここで（市内）で事業を行う価値が揺らいでいけば、今後別の場所を求めるということもないことはない。もう少し、経費を下げる方向で検討をしてほしい。

委員：企業の皆様のご意見のとおり、10%の値上げは非常に厳しい昨今であるので、もう一度、経費等の見直しを再度検証していただきたい。単純に考えれば、3案の中では、極力10%に近い案であれば、みなさんも納得がいくのではないかと。

委員：水道施設に関わる者としては、老朽管の程度を著しいものがあるので、改定案に賛同をしてもらえばと思う。

委員：水道施設の修繕に関しては、一時間当たりの費用の問題もあるが、非常に厳しい条件でやらざるをえない。市に請求する額より会社の持ち出し（負担）のほうが大きいくらいである。1年を通じて各事業者が漏水当番を受けているが、維持管理をやるための相応の額はもらっていない。その状況もわかって審議をしていただきたい。

委員：水をもっと安く仕入れることはできないか？生活する立場では、節水すれば使用料は安くなる。民間の水対策として雨水を生活用水に利用できたり開発しているところもある。そう考えれば、高い水は買わなくなってしまうと経営的に余計に大変になる。せつかく設備投資をしても使わないのであればもっと大変になる。料金を上げざるをえないことは解るが、極力上げない方向で、経営できるぎりぎりの線を探りだしてもらいたい。

委員：大変厳しい意見がだされているが、広域水道ができた経緯からすると、事業者個々で対応するより、相当安い受水費となっていると思う。地域的な料金格差で、牧之原市は高いイメージであるが、全国的には平均くらいの料金である。水はなくてはならないもので、安定的な経営の強化が必要ではないか。これまで、5年なら5年ごとに料金改定をしていれば、こういう大きな改定幅にならなかったと思う。老朽化で漏水量が多いということは、せっかく買った水が全部地下に流れてしまう状況である。世代間の公平を考えつつ、適正な維持管理費は必要だと思っている。改定案の料金が妥当かというところ少し難しいとおもうが、基本料金や従量料金の逦増制のあり方や増加率など、細かく検討する必要があると思う。

委員：全体的に見て、企業だけが上がってしまうのではなくて、平均的に上げるほうが良いと思うし、基本料金を少し上げるほうが良い。

事務局：値上げ率についてですが、単純に10数%の話をしておりますが、口径別や使用水量によって異なるので参考資料をご覧ください。

(参考資料の説明)

委員：水道事業がやっていけないことは大変なこと。料金改定案を見ても、何とか私たち主婦が頑張れば払える範囲であるし仕方がないと思う。

委員：企業も事業主も大変な時期であると思うが、値上げが必要な状況であれば応じる必要性はあると思う。まずは総括原価を細かく出してもらって、本当にこれだけの費用がかかるのであれば、それに見合った値段にしていくしかないと思う。総括原価の金額を見ると非常に多額であることを初めて認識したが、詳しい方がいれば、この総括原価が他と比べて、適正な金額か分析をしていただければ有難い。

会長：水道事業の現状は赤字であるし、維持していくためには10%程度の値上げはやむを得ないかと思う。ただし、原価面で相当な事業努力をされていると思うが、受水費などの面でもう少し努力が必要ではないかと思っている。

難しいハードルもあるが、料金算定期間を5年とするものを、これまであまりにも放置してきたという事実もある。市の耐震化率は大変低く、漏水が多くなることに繋がる。大切な水であるので維持管理に関しては、財源確保の考え方と資産維持費がどれだけあったらよいかという問題を抱える。

工業用水の関係でも、導入したことで水道事業が非常に厳しくなった。単年度あたりの影響額3,300万円を、今度の料金改定でどのように考えるかである。

事務局：今回示した改定案には、工業用水導入の影響分を反映させたものではなく、一般会計から補填をするような内容にはなっておりません。市内には、市も含めて5つの水道事業体が給水しており、料金格差などの公平性の問題もあるので、工業用水影響分という断定的な言い方でなくて、公平性の確保という考え方で補填の形もあるかと思えます。一般会計からの補填があれば、その分は値上げ幅が小さくなるので、審議会としてどのように判断いただけるかであります。

市長：一般会計からの補填については、国保や榛原総合病院の会計と同じに考えていただく場合もある。一般会計から繰り出して、どこまで支援するかが重要な課題となってくる。

水道料金に格差があつて、公平性を確保するために一般会計からの補填という考え方も出てくるだろうと思う。

（事務局へ 受水費の広域と企業局の割合を示してほしい）

事務局：受水費は、年間約5億7千万円で、県企業が60%、広域が40%の割合です。

委員：資産維持費は、最低でも1%くらい計算に入れたらどうかと思うし、そのうえで工業用水の件も一般会計から補填する。例えば、資産維持率を1%として、一般会計からも1%で合わせて2%という計算もしてみてもどうかと思う。

会長：今、資産維持費を1%くらいでという意見がでたがどうでしょうか。

委員：次世代の方々に安心して飲んでもらうために資産維持費は入れるべきと考えている。率については、どのように更新計画を進めるのか。耐震化率を何年を目標に何%までもっていくかという計画があつた中で、市として何%が必要となるのか提示してもらえば判断材料になる。

事務局：資産維持費を1%確保することで、5年間で赤字にならないのはC案のみで、事業の継続性や今後の維持経費等の増大を考えると、C案をベースとして更に内容を詰めたもので次回に検討をお願いしたいがどうでしょうか。

委員：基本水量を8トンにするのか10トンにするのかについて、一般の方はどんな意見か気になる。工業用水、上水はいくらで買っているのか。

事務局：工業用水はトン当たり52円で、企業局は基本料金が42円、使用料金は7円、広域は基本料金が34.1円で、使用料金は38円です。

基本水量の8トンについては、節水意識を高めたり、65歳以上の高齢者世帯や単独世帯等の負担軽減のために案に加えたが、結果的に2ヶ月で16トン以下の件数は、直近の6月使用分で約3,500件で、この内、高齢者等の単独世帯は、約390件の11%と非常に少ない状況。

会 長：今日はすべての委員の方から様々な意見をいただいた。

結論とすると、C案の試算維持費を1%を基本にして、さらに細部の検証をしたうえで、次回にもう少し議論を深めていく方向にしたい。

工業用水をどうするかについては、値上げの幅に影響することも事実なので、一般会計から補てんするように考えた場合はどうなのかを示してもらったほうが良いと思うので、事務局にはよろしくお願ひしたい。

その他 第2回審議会議事録の確認

閉 会